

林地開発許可制度の手引き

(令和6年度改訂版)

奈良県環境森林部
森林環境課

目 次

第1章 林地開発許可制度の概要	P 1
I 趣旨	P 1
II 根拠法令	P 1
III 用語	P 1
IV 許可の対象となる森林	P 1
V 許可の対象となる開発行為	P 1
VI 許可を要しない開発行為	P 2
VII 許可の基準	P 2
VIII 許可条件	P 3
IX 監督処分	P 4
X 罰則	P 5
別記1 森林法（抄）	P 6
別記2 森林法施行令（抄）	P 7
別記3 林地開発行為にかかる一体性の判断基準	P 8
別記4 開発行為の許可を要しない事業	P 9
別記5 林地開発許可制度の体系図	P 10
第2章 奈良県林地開発許可制度実施要綱	P 11
様式	P 16
第3章 林地開発許可申請の手続要領	P 29
I 目的	P 29
II 事前協議	P 29
III 林地開発許可申請等	P 30
IV 林地開発許可申請書に添付する書類	P 30
様式	P 38
別記6 林地開発行為に関する写真撮影要領	P 41
第4章 林地開発行為の許可基準	P 43
I 災害を発生させるおそれに関する事項（法第10条の2第2項第1号関係）	P 43
II 水害を発生させるおそれに関する事項（法第10条の2第2項第1号の2関係）	P 52
III 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項（法第10条の2第2項第2号関係）	P 54
IV 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（法第10条の2第2項第3号関係）	P 54
V その他	P 59

第 1 章 林地開発許可制度の概要

I 趣 旨

森林は、木材生産機能のみならず、水源かん養、災害の防止、環境の保全等といった公益的機能を有しており、これを通じて国民生活の安全と地域社会の発展に寄与している。

開発行為により破壊された森林の機能の回復は非常に困難であるため、森林における開発行為を行うにあたっては、森林の有する公益的機能を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、これが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務であるとの観点から創設された制度である。

II 根拠法令

森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。） 別記 1

III 用 語

- 1 「開発行為」とは、森林において土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をいう。（森林の埋立、水没も含む）
- 2 「開発行為をしようとする森林」とは、全体の開発区域のうち森林の部分をいう。
- 3 「開発行為に係る森林」とは、前号の「開発行為をしようとする森林」のうち実際に土地の形質を変更する森林の部分をいう。

IV 許可の対象となる森林（法第 10 条の 2 第 1 項）

許可の対象となる森林は、法第 5 条の規定に基づきたてられた地域森林計画の対象となっている民有林（公有林を含む）である。ただし、法第 25 条又は法第 25 条の 2 の規定により指定された保安林及び法第 41 条の規定により指定された保安施設地区内の森林は対象外とされている。

注：地域森林計画の対象民有林は、県環境森林部森林環境課備え付けの森林計画図による。

V 許可の対象となる開発行為（法第 10 条の 2 第 1 項）（別記 2）

開発行為の規模は、この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいう。（別記 3 「林地開発行為にかかる一体性の判断基準」参照）

- 1 開発行為に係る森林面積が、1 ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする行為については 0.5 ヘクタール）を超える開発行為
【0.5 ヘクタールを超え 1 ヘクタール以下の太陽光発電設備の設置を目的とする行為に関する留意事項】

「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって、当該設備に付帯する設備の設置を目的とするものが含まれる。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までに太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に着手している者については、「開発行為をしようとする者」には当た

らないため、許可を受けることは要しない。

なお、「太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に着手」とは、測量・設計等の太陽光発電設備の設置に必要な準備行為を終え、土地の形質変更を実施していることを指すものである。このため、例えば、法第 10 条の 8 の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しているだけで、土地の形質変更を実施していない者等は、「太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為に着手」しているとは解さないことから、令和 5 年 4 月 1 日以降、改めて法第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可を受けることを要することに留意すること。

- 2 道路の新設又は改築のみを目的とする行為で、その開発行為に係る森林の面積が 1 ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員が 3 メートルを超える開発行為。この場合、「路肩部分」とは、路端から車道寄りの 0.5 メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」とは、それぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

VI 許可を要しない開発行為（法第 10 条の 2 第 1 項）

- 1 国又は地方公共団体が行う場合

なお、下記の法人は、国又は地方公共団体とみなす。

独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）附則第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の業務（同号の業務にあつては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 78 号）第 3 条の規定による改正前の機構法第 11 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の業務に限る。）として行う場合に限る。））、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社

- 2 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合
- 3 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で森林法施行規則（昭和 26 年 8 月 1 日農林省令第 54 号。以下「省令」という。）第 5 条で定めるものの施行として行う場合
許可を要しない事業については、別記 4 のとおりとする。

なお、許可を要しない開発行為についても、あらかじめ知事と連絡調整をとって、この制度の趣旨に即して行うこととされている。

VII 許可の基準（法第 10 条の 2 第 2 項）

開発行為の適否については、森林の保続培養及び森林の生産力の増進に留意して、開発行為をしようとする森林の現に有する公益的機能からみて、次の各号により判断する。

（災害の防止）

- 1 開発行為により開発区域の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれがないか。

（水害の防止）

- 1 の 2 開発行為により当該機能に依存する地域における水害が発生させるおそれがないか。

(水資源の確保)

- 2 開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないか。

(環境の保全)

- 3 開発行為により周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないか。

VIII 許可条件

許可には法第 10 条の 2 第 4 項及び第 5 項に基づき条件を附することができるが、その内容は次に示すもの等である。

- 1 条件に従って林地開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
- 2 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 3 職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 4 開発行為を完了したときは、遅滞なく知事に届け出ること。また、職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 5 開発行為を中止し又は廃止したときは、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講ずるとともに、職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 6 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ知事に届け出ること。
- 7 開発行為の計画を変更するときは、許可の変更申請を行うこと。
- 8 開発行為の施行中に災害が発生した場合には、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。
- 9 えん堤、洪水調節池又は沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、主要な防災施設の設置が完了し、職員が確認を行うまでの間は他の開発行為を施行しないこと。
- 10 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施行する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう仮設の防災施設を適切な箇所を設置するなど、施行地全体の安全性を担保すること。
- 11 排水施設、洪水調節池又は沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施行中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行うこと。
- 12 開発行為の状況に応じ、施行中埋設する工作物については視認できる期間中に確認を受けるとともに、施行状況については定期報告を行うこと。
- 13 6ヶ月毎に開発行為の施行状況について知事に報告書を提出すること。
- 14 切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認した上で行うこと。
- 15 切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には、施行途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないように、流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- 16 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように、杭打ち等すべり防止措置を行うこと。
- 17 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
- 18 盛土の一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに十分締め固めを行うこと。
- 19 資力及び信用を証する書類について、申請時に、事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明書等を提出した場合、着手前に融資証明書を提出すること。

- 20 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時に、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出した場合、着手前に必要な書類を提出すること。
- 21 盛土に産業廃棄物である建設汚泥に中間処理を加えた後の物（以下「建設汚泥処理土」という。）等を使用する場合には、下記の条件を附すものであること。
「盛土に建設汚泥処理土（建設汚泥を中間処理し、その性状を改良したもの）または、工場跡地等で有害物質に汚染されたおそれのある土壌を使用する場合は、土壌環境基準に適合していることを確認のうえ使用すること。」

また、上記許可条件の他、開発行為を施行するうえで留意すべき内容は次に示すもの等である。

- 1 行為地には、林地開発許可標識を設置すること。
- 2 変更許可申請は、許可を受けようとする日の3ヶ月前までに行うこと。
- 3 開発行為の施行状況の報告は、3月1日及び9月1日現在とする。
- 4 完了届を提出するときは、工事記録写真及び出来高図面等を添付すること。
- 5 各種誓約事項等について、誠意を持って履行に努めるとともに、地元住民等の迷惑とならないように充分配慮すること。
- 6 関係市町村や、地元住民からこの開発行為に関して協議等があった場合は、誠意を持って対応すること。
- 7 当該事業の実施に伴い問題が生じた場合は、申請者において誠意を持って解決すること。
- 8 造成行為を完了した法面等は、速やかに緑化・植栽を行うこと。
- 9 洪水調節池および沈砂池の機能保全については、定期的に浚渫する等により万全を期すこと。
また、土砂や濁水については、直接区域外の水路や道路、近隣農地に流出しないように、流出防止対策に万全を期すこと。
- 10 工事関連車両の通行については、歩行者及び通行車両の交通安全対策に万全を期すこと。
また、運搬物の飛散防止措置等を講じるとともに、道路への飛散の有無の点検等、維持管理にも努めること。
- 11 万一、道路・水路等の公共物に汚損、破損等が生じた場合には、管理者に通報し、その指示を受けること。
- 12 騒音・振動・粉塵等の公害の防止には万全を期すとともに、これらの規制法に該当する施設を設置する場合は、関係市町村と協議の上、必要な手続きをすること。
付近住民から苦情等が発生した場合は、速やかに対策を講じるとともに、誠意を持って解決すること。
- 13 太陽光パネル設置にあたっては、市街地、主要道路等からの景観に配慮するとともに、設置後は雨水が地面を洗掘しないような措置を講ずること。

IX 監督処分（法第10条の3）

次のような場合には、知事は開発行為の中止や復旧を命ずることができる。

- 1 許可を受けずに開発行為を行った場合
- 2 許可条件に違反して開発行為を行った場合

3 偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為を行った場合

X 罰 則（法第 206 条）

次のような場合には、それぞれ3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられる。

- 1 許可を受けずに開発行為を行った場合
- 2 監督処分に違反した場合

別記 1

森 林 法 (抄)

昭和 26 年 6 月 26 日 法律第 249 号
〔最終改正〕 令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号

(開発行為の許可)

第 10 条の 2 地域森林計画の対象となっている私有林（第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の 1 に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
- 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第 1 項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

6 都道府県知事は、第 1 項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

(監督処分)

第 10 条の 3 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第 4 項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第 1

項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(立入調査等)

第 188 条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入って、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4～6 (略)

第 8 章 罰 則

第 206 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条の 2 第 1 項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第 10 条の 3 の規定による命令に違反した者
- 三 (略)
- 四 (略)

別記 2

森林法施行令 (抄)

昭和 26 年 7 月 31 日 政令第 276 号

[最終改正] 令和 4 年 9 月 22 日 政令第 313 号

(開発行為の規模)

第 2 条の 3 法第 10 条の 2 第 1 項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。

- 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタールで、かつ、道路 (路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。) の幅員 3 メートル
- 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 0.5 ヘクタール
- 三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタール

別記3

林地開発行為にかかる一体性の判断基準

以下のアからウに掲げる場合を目安に、実施主体、実施時期又は実施箇所の各項目において、下表に掲げる内容の一つ以上該当がある場合は各項目における一体性があると判断し、全項目で一体性があると認められる場合は一体性のある林地開発行為と判断するものとする。

ア 実施主体の一体性

個々の箇所の行為者の名称等外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合

イ 実施時期の一体性

時期の重複又は連続がある等個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合

ウ 実施箇所の一体性

個々の事業で必要な工事中道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合

項目	内容	チェック欄
実施主体	同一事業者が開発行為を行う場合	
	複数の事業者が、特定の開発目的のためにそれぞれ分担して共同で開発行為を行う場合	
	特定の開発目的をもつ開発行為を複数の事業者それぞれ分割させて行う場合	
	別々の法人であっても、役員が同一人である場合	
	別々の法人であっても、グループ関連会社である場合	
	別々の法人であっても、事業所等の所在地が同一である場合	
	別々の法人であっても、従前から共同事業を行っている実績がある場合	
	血縁関係にある複数の者（親族※）が開発行為を行う場合	
	数人が共同の意思をもって開発行為を行う場合	
	数人が開発する場合であっても、同一請負人が開発する場合	
土地所有者が同じである場合		
実施時期	開発行為の時期が重複する場合	
	前の開発行為の完了後、相当年数（5年程度）を経過しないで、次の開発行為を行う場合	
実施箇所	地形、水の流れからみて一つの集水区域にある場合	
	水利用の実態からみて受益対象が同じである場合	
	道路、防災施設（調整池、排水路等）が併用となる場合	
	全体計画があり、その一部の開発行為を行う場合	
	相互の開発行為地間の距離が30m未満である場合	

例) 実施主体「○」、実施時期「○」、実施箇所「○」 → 一体性あり
 実施主体「○」、実施時期「○」、実施箇所「×」 → 一体性なし

※ 親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族に該当する者をいう（民法第725条）。

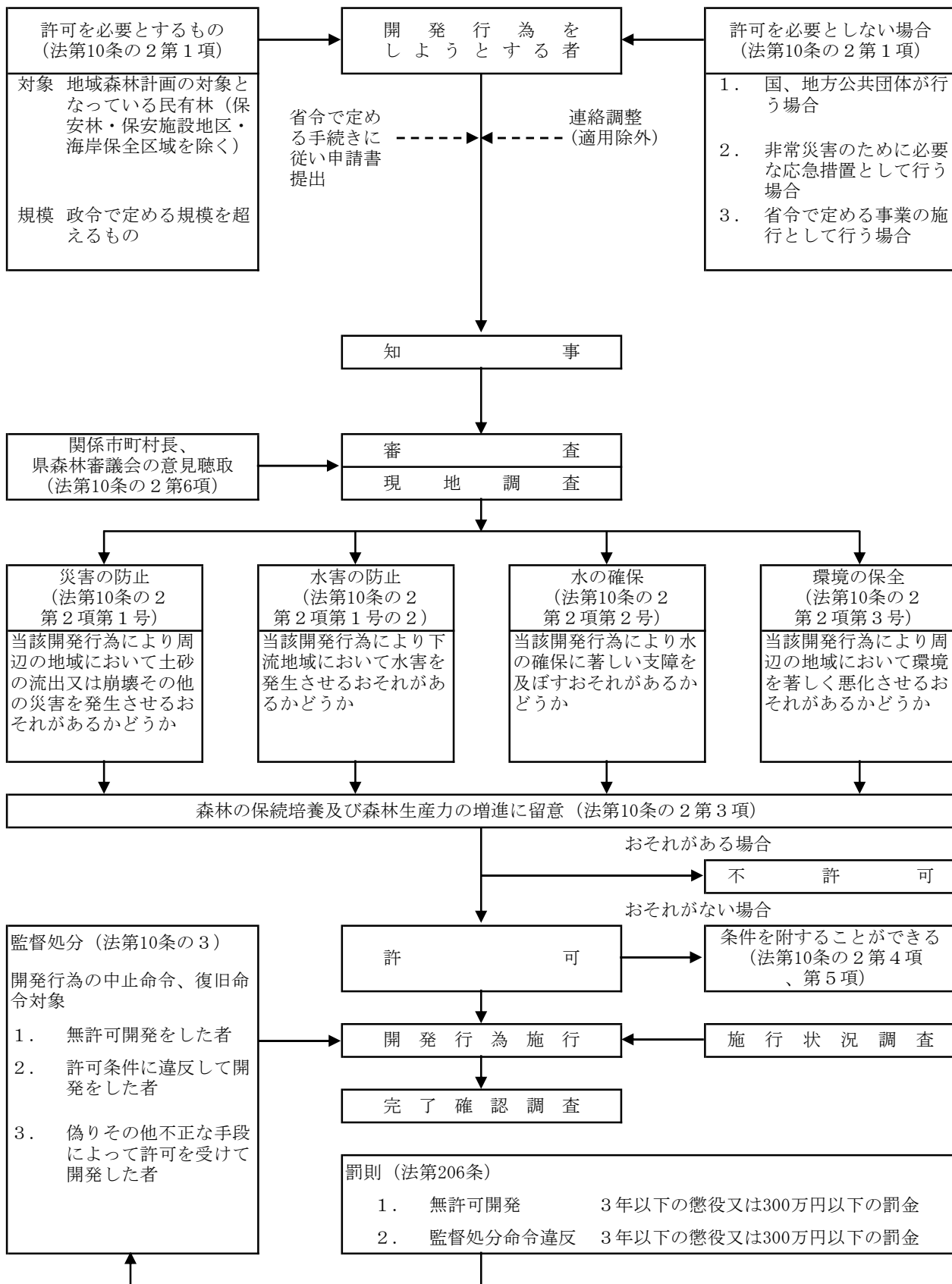
別記 4

開発行為の許可を要しない事業

森林法施行規則第 5 条 抜粋

- 1 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- 2 軌道法(大正 10 年法律第 76 号)による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- 3 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(大学を除く。)
- 4 土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する土地改良施設及び同項第 2 号に規定する区画整理
- 5 放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条第 2 号に規定する放送事業の用に供用する基幹放送の用に供する放送設備
- 6 漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 3 条に規定する漁港施設
- 7 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する港湾施設
- 8 港湾法第 2 章の規定により設立された港務局が行う事業(前号に該当するものを除く。)
- 9 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道(同法第 3 条第 1 号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)若しくは貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第 6 項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設
- 10 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館
- 11 航空法(昭和 27 年法律第 231 号)による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- 12 ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 13 項に規定するガス工作物(同条第 5 項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。)
- 13 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業
- 14 工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定する工業用水道施設
- 15 自動車ターミナル法(昭和 34 年法律第 136 号)第 2 条第 5 項に規定する一般自動車ターミナル
- 16 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業、同項第 10 号に規定する送電事業又は同項第 11 号の 2 に規定する配電事業の用に供する同項第 18 号に規定する電気工作物
- 17 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 15 項に規定する都市計画事業(第 13 号に該当するものを除く。)
- 18 熱供給事業法(昭和 47 年法律第 88 号)第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設
- 19 石油パイプライン事業法(昭和 47 年法律第 105 号)第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設

林地開発許可制度の体系図



第2章 奈良県林地開発許可制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、法第10条の2に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）の許可（以下「開発許可」という。）及び第10条の3に規定する監督処分の手続等について、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発許可の申請)

第2条 法第10条の2第1項の開発許可を受けようとする者は、省令第4条に規定する申請書に、次の各号に掲げる位置図及び区域図並びに同条第2号に規定する計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 位置図 開発行為をしようとする位置を示す縮尺5万分の1以上の地形図
 - 二 区域図 次に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の図面
 - イ 開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の土地の区域
 - ロ イに掲げる土地に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域
 - ハ イ及びロに掲げる区域（以下「開発対象区域」という。）を明示するために必要な県界、市町村界、大字界、字界、地番界、地番及び形状
- 2 前項に規定する計画書の内容は次の各号に掲げるものとする。
- 一 開発行為に係る事業又は施設の名称
 - 二 開発行為をしようとする森林の面積
 - 三 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法
 - 四 開発行為に必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 開発行為の全体計画の概要及び期別計画の概要
 - 六 開発行為の施行工程（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
 - 七 開発行為に係る切土、盛土又は捨土の工法及び土量
 - 八 開発行為の施行により開発をしようとする森林の区域周辺において生活及び産業活動に影響を受ける者の同意を得ていることを証する書類
 - 九 開発行為をしようとする土地について、申請者が権原を有すること、又は権原を取得する見込みがあることを示す書類
 - 十 開発行為に伴い、直接の利害関係を有する者がある場合にあっては、当該利害関係を有する者の承諾書又は同意書（承諾書又は同意が得られない場合にあっては、その理由書）

十一 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等との間における保全に関する協定等を添付すること。）

十二 防災施設の維持管理方法（開発完了後の維持管理方法についても記述すること。）

十三 その他知事が必要と認める事項

3 前項の計画書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 現況図（開発対象区域の地形、林況、開発行為をしようとする森林の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）

二 流域現況図（流域の地形、土地利用の実態、河川の状況（河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等）等を示す図面）

三 土地利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、のり面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）

四 のり面の断面図（のり面の高さ、こう配、土質、施行前の地盤面及びのり面保護の方法を示す図面）並びに開発行為に係る切土、盛土又は捨土の工法及び土量

五 防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の構造を示す図面）及び設計根拠（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）

六 建築物等の概要図

七 その他知事が必要と認める図書

（開発行為の計画の変更）

第3条 法第10条の2第1項の規定による開発許可を受けた者（以下「開発行為者」という。）は、開発許可に係る次に掲げる事項を変更しようとするときは、林地開発許可変更申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、知事が軽微な変更と認める場合は林地開発行為変更届出書（様式第2号）とすることができる。

一 開発行為の目的

二 開発行為に係る森林の面積

三 防災施設（洪水調整池、擁壁、えん堤等）の新設又は廃止若しくは位置又は構造

四 残置森林又は造成森林の面積の減少若しくは配置

五 開発計画の工区区分

六 その他計画変更の内容が許可基準の定めに影響を及ぼすことになる場合

2 前項の林地開発許可変更申請書には、省令第4条に規定する書類（変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

（許可又は不許可の処分）

第4条 知事は、前2条の規定による申請があったときは、現地調査、書類審査等を行い、許可又は不許可の処分をしなければならない。

（工事着手（再開）等の届出）

第5条 開発行為者は、当該開発許可に係る工事（以下「開発工事」という。）に着手したとき、又は一時中止した開発工事を再開しようとするときは、遅滞なく、林地開発行為着手（再開）届出書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 開発行為者は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく、住所等変更届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（工事完了の届出）

第6条 開発行為者は、開発工事（当該開発許可を受けた区域を工区ごとに分けたときは、その工区ごとの工事）を完了したときは、遅滞なく、林地開発行為完了届出書（様式第5号）を知事に提出し、その確認を得なければならない。

（開発行為の中止（廃止）届出）

第7条 開発行為者は、開発工事を中止し又は廃止したときは、遅滞なく、林地開発行為中止（廃止）届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（開発行為者の地位承継等の届出）

第8条 開発工事の完了前に相続、譲渡、合併その他の理由により、開発行為者の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為者の地位承継届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 開発行為者の地位の承継があったことを証する書類
- 二 開発行為に必要な資金の額及びその調達方法に関する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

3 開発工事の完了前に開発行為者の地位を譲渡した者は、遅滞なく、林地開発行

為者の地位譲渡届出書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（開発行為に係る土地の権利譲渡の届出）

第9条 開発行為者は、開発許可を受けた土地に係る権利を譲渡したときは、遅滞なく、土地の権利譲渡届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（災害発生の届出）

第10条 開発行為者は、開発工事の期間中に、開発対象区域において災害が発生した場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、遅滞なく、災害発生届出書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（施行状況の報告）

第11条 開発行為者は、開発工事の施工中の状況について、毎年3月1日及び9月1日現在の林地開発行為施行状況報告書（様式第11号）を、それぞれ知事に提出しなければならない。

（開発許可標識の設置）

第12条 開発行為者は、開発工事の期間中、工事現場の見やすい場所に林地開発許可の標識（様式第12号）を掲示しておかなければならない。

（開発許可の取消し等）

第13条 知事は、開発行為者が開発許可に附した条件に違反した場合、法第10条の3の規定による命令に違反した場合又は偽りその他の不正な手段により開発許可を受けた場合において、当該開発許可を取り消すことができる。

2 開発行為者は、開発許可が取り消されたときは、開発区域に係る森林の公益的機能を維持するために必要な措置をとらなければならない。

（小規模林地開発行為の把握）

第14条 知事は、林地開発許可制度の健全な運用を図るため、林地開発許可制度の対象規模に達しない小規模な林地開発行為の把握に努めるものとする。

（連絡調整）

第15条 法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定により林地開発許可制度の適用のない開発行為について開発行為をしようとする者（以下「協議者」という。）は、事前に知事と連絡調整（様式第13号）を行わなければならない。

2 協議者は、前項の協議事項を遵守し、林地開発許可制度の趣旨に即した適正な

開発行為の履行を確保しなければならない。

(事務処理の方法)

第16条 この要綱に定めるもののほか、円滑な事務処理を図るため、別途要領等を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

林 地 開 発 許 可 変 更 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
申請者
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので申請します。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 奈 良 県 指 令 第 号
変 更 の 理 由	
変 更 後 の 開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
変 更 後 の 開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 面 積	
変 更 の 内 容	
完 了 予 定 年 月 日	
備 考	

注意事項 備考欄には他法令等による許認可その他の処分を要する場合に、その手続状況を記載すること。

林地開発行為変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
変更の理由	
変更後の開発行為に係る森林の所在場所	
変更後の開発行為に係る森林の面積	
変更の内容	
完了予定年月日	
備 考	

注意事項 備考欄には他法令等による許認可その他の処分を要する場合に、その手続状況を記載すること。

様式第3号

林地開発行為着手（再開）届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり着手（再開）したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
着手（再開）年月日	
完了予定年月日	
開発行為の名称	
工事施工者の住所氏名	(TEL)
現場管理者の住所氏名	(TEL)

様式第4号

住 所 等 変 更 届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為者の住所、氏名を次のとおり変更したので届け出ます。

許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 奈 良 県 指 令 第 号
変 更 前 の 住 所 氏 名	
変 更 後 の 住 所 氏 名	

注意事項 当該変更に係る事実を証する書類を添付すること。

林 地 開 発 行 為 完 了 届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
完了年月日	
開発行為の名称	
工事施工者の住所 氏名	(TEL)
現場管理者の住所 氏名	(TEL)

注意事項 工事記録写真及び出来高図面を添付すること。

林地開発行為中止（廃止）届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり中止（廃止）したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
中止（廃止）年月日	
中止（廃止）の理由	
工事中止（廃止） 時点における開発 行為進行状況	
中止（廃止）後の措置	

注意事項 中止（廃止）後の防災措置等について、その計画書及び図面を添付すること。

様式第7号

林地開発行為者の地位承継届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為者の地位を次のとおり承継したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
住所 許可の受けた者の 氏 名	
開発行為に係る森林 の 所 在 場 所	
承 継 の 原 因	

注意事項 地位承継を証する書類及び別に指示する書類を添付すること。

様式第8号

林地開発行為者の地位譲渡届

年 月 日

奈良県知事 殿

住所
届出者
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為者の地位を次のとおり譲渡するので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日奈良県指令 第 号
承継者の住所 氏名	
開発行為に係る森林 の所在場所	
譲渡の原因	

注意事項 別に指示する書類を添付すること。

土地の権利譲渡届

年 月 日

奈良県知事 殿

住所
届出者
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る土地の権利を次のとおり譲渡するので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
譲渡に係る土地の所在場所	
譲受者の住所・氏名	(TEL)

注意事項 別に指示する書類を添付すること。

林地開発行為地災害発生届

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
届出者
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域に次のとおり災害が発生したので届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日 奈良県指令 第 号
災害発生年月日	年 月 日
災害発生区域	
被災状況	
復旧の方法	
復旧完了予定年月日	年 月 日

- 注意事項
- 1 被災状況は図面及び写真で明示すること。
 - 2 復旧に必要な計画書及び図面を添付すること。

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
報告者
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為の進捗状況を次のとおり報告します。

年 月 日現在

許 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日奈良県指令 第 号		
設 計		出 来 高		進 捗 率 %
工 種	数 量	工 種	数 量	

- 注意事項 1 数量及び進捗率は、小数点 1 位四捨五入、整数止めとすること。
2 現場の状況がわかる写真を添付すること。

様式第 12 号

林 地 開 発 許 可 標 識	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 奈 良 県 指 令 第 号
開 発 行 為 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 者 住 所 ・ 氏 名	(T E L)
工 事 施 工 者 住 所 ・ 氏 名	(T E L)
現 場 管 理 者 住 所 ・ 氏 名	(T E L)
開 発 行 為 区 域 の 略 図 (注) 現 在 位 置 ・ 周 辺 の 道 路 等 を 含 め た 略 図 と す る 。	

- 注意事項
- 1 材料は指定しないが記入事項が工事完了時まで明示できるものであること。
 - 2 標識の大きさは、縦 80 センチメートル、横 100 センチメートル以上とすること。
 - 3 標識は、下辺が地上 90 センチメートル以上となるように立てること。

林 地 開 発 行 為 協 議 書

第 号
年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
協議者
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

林地開発許可制度の適用を受けない下記の林地開発行為について協議いたします。

開 発 行 為 の 位 置	
開発行為に係る森林面積	
施 行 主 体	
事 業 の 名 称	
備 考	

- 注意事項
- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第 4 位（5 位四捨五入）まで記載すること。
 - 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況等を記載すること。
 - 3 開発行為に係る森林の地番が全部記入できない場合には、別に地番明細書を添付すること。
 - 4 森林法第 10 条の 8 の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書の写しを添付すること。
 - 5 別に指示する書類を添付すること。

第3章 林地開発許可申請の手続要領

I 目的

この要領は、法第10条の2の規定に基づく林地開発行為の許可申請を円滑にするため、手続きの細部を定めたものである。

II 事前協議

林地開発許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、許可申請に先立ち、次の事前協議書を県環境森林部森林環境課に提出して協議することができる。

事前協議書						
						年 月 日
奈良県森林環境課長 殿						
住所 氏名						印
1	事業主の住所氏名					TEL:
2	設計者の住所氏名					TEL:
3	工事施行者の住所氏名					TEL:
4	森林の所在場所					
5	事業又は施設の名称					
6	開発予定地の現況					
	区分	普通林	保安林等			計
	面積					ha
	比率					%
7	土地利用計画					
	区分					計
	面積					ha
	比率					%
8	開発行為をしようとする森林面積					
9	開発行為に係る森林面積					
10	緑地計画					
	区分	残置森林	造成森林	その他緑地	計	
	面積				ha	
	比率				%	
11	法令等による制限の種類と手続状況					
12	事業の概要（全体計画との関連等）					
13	施行予定期間					
14	同意の状況					
15	その他					

注1 面積は実測としヘクタールを単位に、小数第2位（3位四捨五入）まで記入する。

2 比率は小数第1位（2位四捨五入）まで記入する。

- 3 位置図（1/50,000 以上）、土地利用計画平面図（1/3,000 以上）、防災平面図（1/3,000 以上）、地籍図、地番一覧表、森林計画図の写し（環境森林部森林環境課の証明のあるもの）、現況写真及び撮影位置図を添付する。
- 4 開発区域、開発しようとする森林区域及び開発行為に係る森林区域の丈量図。

III 林地開発許可申請等

1 林地開発許可申請

申請書は、林地開発許可申請書（省令第4条の申請書の様式）に申請者の本人確認書類（印鑑登録証明書）及び下記IV許可申請書に添付する書類に基づいて作成した図書を添付して知事に提出する。

※提出部数（正本：1部、副本：開発区域に含まれる市町村の数、控え：1部）

2 林地開発許可変更申請

許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、事前に林地開発許可変更申請書（第2章様式第1号）に申請者の本人確認書類（印鑑登録証明書）、当該開発計画に係る計画書、図面及びその他必要な書類を添付して知事に提出する。

IV 林地開発許可申請書に添付する書類

許可申請書に添付する書類は、次のとおりである。ただし、開発の目的、態様に応じて追加し又は省略することができる。

1 開発計画の概要

開発計画概要書（様式第14号）による。

2 申請者の資力、信用があることを証する書類

次の書類とする。

(1) 資金計画表

支出科目	金額	収入科目	金額
用地費		自己資金	
工事費		借入金	
防災工事費等			
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
計		計	

注1 工事費は整地、道路、排水、防災、緑化等に分けて記載すること。

2 工事費について、工事費の内訳明細表又は見積書を添付すること。

##### (2) 自己資金又は借入金の調達が可能であることを証する書類

預金残高証明書、融資証明書（融資先が金融機関以外の場合は、当該融資先の残高証明書）等

##### (3) 申請者の区分別必要書類

###### ア 個人の場合

① 住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類

② 直近の年度の所得税に関する納税証明書



③ 過去数年の事業実績書

イ 法人の場合

- ① 当該法人の履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- ② 定款又は寄付行為
- ③ 財務諸表等（直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書、その他の団体の財務状況を明らかにすることができる書類）
- ④ 直近の事業年度の法人税に関する納税証明書
- ⑤ 過去数年の事業実績書

ウ 法人でない団体

- ① 代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- ② 財務諸表等（イの③と同様）
- ③ 過去数年の事業実績書

3 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類

次の(1)～(7)とする。

- (1) 建設業法許可書（土木工事業）
- (2) 事業経歴書
- (3) 預金残高証明書
- (4) 納税証明書
- (5) 事業実施体制を示す書類（職員数、主な役員・技術者名等）
- (6) 林地開発に係る施工実績を示す書類（監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。）
- (7) その他参考となる資料

4 開発計画に関する書類

次の(1)～(6)とする。

(1) 防災計画書

ア 防災施設の内容と経費

工 種	数 量	経 費	備 考
え ん 堤			
擁 壁			
沈 砂 池			
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

イ 防災計画をたてるにあたって特に配慮した事項

ウ 防災施設の施行順序、方法及び施行にあたって特に配慮した事項（工種毎に明示すること。）

エ 防災施設の維持管理者と管理方法（工種毎に明示すること。）
（開発完了後の維持管理方法についても記述すること。）

オ その他災害を防止するうえでの特記事項

(2) 水害防止計画書

前記の「防災計画書」に準ずる。

(3) 水源確保の計画書

ア 水源確保の施設の内容と経費

工 種	数 量	経 費	備 考
導 水 路			
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

- イ 周辺地域のかんがい用水の確保に及ぼす支障の程度と対策
- ウ 周辺地域の飲用水の確保に及ぼす支障の程度と対策
- エ 開発行為の施行中及び施行後における汚濁水の流出防止の方法
- オ 水源確保の施設の維持管理者と管理方法（工種毎に明示すること。）

(4) 環境の保全計画書

- ア 騒音、粉じん等周辺の生活環境に及ぼす支障の程度と対策
- イ 自然景観の維持に及ぼす影響の程度と対策
- ウ 周辺地域の林業活動、その他産業活動に及ぼす支障の程度と対策
- エ 周辺地域の交通に及ぼす支障の程度と対策
- オ その他環境を保全するうえでの特記事項

(5) 開発行為の施行工程表

（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）

(6) その他必要とするもの

（一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法について記述すること。）

5 緑地計画に関する書類

次の(1)～(4)とする。

(1) 緑地計画表

記 号 種 別	面 積				
					計
残 置 森 林					
造 成 する 森 林					
そ の 他 緑 地					
計					

注 緑地記号は、緑地計画平面図の記号と一致させること。（以下同じ）

(2) 造成する森林の計画

記 号 樹 種	植 栽 本 数				
					計
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
計					
面 積					
客土の有無					

(3) その他緑地の計画

記 号 緑化方法	面 積				
					計
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
計					

注 緑化方法は、種子吹付、播種、張芝、植樹（低木）等に区分すること。

(4) 緑地の維持管理計画

種 別	記号	面 積	維持管理者	協定書等の有無	備 考
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
計					

- 注 1 種別は、残置森林、造成する森林及びその他緑地とすること。
 2 面積は、種別毎に小計をとり、最後に合計をとること。
 3 市町村等申請者以外の者が維持管理する場合は、市町村等との維持管理についての協定書を添付すること。(無い場合は、その理由を備考欄に明記すること。)
 4 申請者が、維持管理する場合は、下記による誓約書を添付すること。

緑地の維持管理に関する誓約書

年 月 日

奈良県知事 殿

住所
氏名 印

次の緑地について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

I 緑地の所在場所及び面積

種 別	記 号	市町村	大 字	字	地 番	面 積	備 考
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

II 緑地の区域  
 別添図面のとおり (緑地の区域図面を添付すること)  
 記

(緑地の保全)

1 緑地は、開発行為の完了後においてもその保全に努めます。  
 (地域森林計画の遵守)

2 緑地が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行います。  
 (造林の実施)

3 緑地のうち補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。  
 (保育の実施)

4 緑地について下刈、つる切り、除草等の保育作業を行います。  
 (立木の伐採)

5 緑地の立木を伐採する場合には、森林法第 10 条の 8 の規定に基づく手続き (伐採及び伐採後の造林の届出書の提出) を事前に行います。  
 (誓約事項の承継)

6 緑地の所有権、その他の緑地を利用する権利を他に譲渡するときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

6 開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を証する書類

次の(1)~(6)とする。

- (1) 開発区域及び隣接地の所在場所と同意の状況  
 様式第 15 号による。

- (2) 法務局備え付け地籍図（開発区域内及び隣接関係がわかる開発区域外）  
（不動産登記法第 14 条地図。無い場合は、旧土地台帳附属地図（公図）及び地積測量図）
- (3) 開発区域内及び開発区域隣接地の登記簿謄本又は登記事項証明書  
（申請日から概ね 6 ヶ月以内のもの）
- (4) 開発区域内においては、申請者以外の土地所有者等の権利者の同意及び当該同意者の本人確認書類（印鑑登録証明書）
- (5) 隣接地においては、民有地の場合は境界確認書  
里道・水路等公共物の場合は境界確定書。  
境界確認書がない場合は、隣接地所有者からの境界または事業についての同意書。ただし、国土調査等で境界確認済であることが明らかな場合は省略可。

開発行為に関する工事の施行の妨げとなる権利を有する者の同意 開発行為者                      の施行に係る開発事業計画については異議がないので工事 施行に同意します。						
権利の対象	物件の所在地	地目	権利の種類	年月日	権利者住所氏名	印
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

注 上記の様式は一例であって個々に同意書を取得しても良い。

注 「施行の妨げとなる権利を有する者」とは、開発行為に係る土地について、所有権、永小作権、地上権、賃借権、先取特権、入会権等を有する者のほか、土地が保全処分の対象となっている場合には、その保全処分をした者を含むものであること。また、当該土地に既設の工作物がある場合には、その工作物について所有権、賃借権、質権、抵当権、先取特権を有する者のほか、土地改良施設についてはその管理者が含まれるものであること。

- (6) 売買契約書の写し
所有権移転登記未了の場合に添付する。

7 関係市町村等との協議を証する書類

次の(1)～(4)とする。

- (1) 関係市町村と協定書を締結している場合は、その協定書の写し
- (2) 地元自治会との事前協議の経緯説明書
 - ・地元自治会（開発区域の全部又は一部をその区域に含む自治会）に対し、開発行為の時期や内容等の説明を行った経緯がわかる書類
 - ・地元自治会と協定等を締結している場合は、協定書の写し
- (3) 飲用水、かんがい用水等の水源に係る権利者の承諾書又は協定書
 - ・洪水調節池を設置する場合は、洪水調節池からの一次放流先の河川等に水利権等を有する者（水利組合・自治会等）を「水源に係る権利者」として取り扱うこととする。
- (4) 河川管理者、排水施設管理者との事前協議（河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者との協議）の内容を記した文書。なお、河川法、国有財産法、道路法等に基づく占用許可、形状変更許可等、排水先の施設管理者の承認を得た事が確認できる許可書等がある場合はその写し、並びに調整池管理等に関する協定書の写し

8 他法令等の許認可等必要とする手続の状況を証する書類

次の(1)～(2)とする。

- (1) 他法令等の許認可書等の写し（手続中の場合は、申請書の写し）
- (2) 他法令等の許認可申請等の概要（開発計画書、許認可条件等）

9 図面類

下記表による。

図面	縮尺	明示事項	備考
1 位置図	1/50,000 以上の地形図	開発行為をしようとする区域の位置	赤色でふち取りする
2 全体計画図	〃	全体計画、期間計画の区別（開発計画が大規模で長期にわたるものの一部について許可申請を行う場合に必要）	
3 区域図	1/5,000 以上の地形図	開発行為をしようとする全体の区域	赤色でふち取りする
		残置森林として保全する森林の区域	緑色でぬりつぶす
		開発行為に係る森林の区域	茶色でぬりつぶす
		行政界及び大字の境界	
		開発行為をしようとする区域内及び隣接する土地の地番、形状	次の施行同意取得状況図が地形図の場合は不要
4 施行同意取得状況図 (地積図)		開発をしようとする区域内及び隣接する土地の地番、形状	地番区画内に 申請者:所 施行同意済:同 施行同意未済:未 として記入する
		地番ごとの施行同意取得状況	
5 現況図 流域現況図	1/5,000 以上の地形図	開発行為をしようとする全体の区域	赤色でふち取りする
		水路、河川、林況（相当範囲の外周区域を包括すること）	水路、河川は青色 林況は林種区分 人工林:濃緑、天然林:淡緑 その他:茶 により明示する
6 求積図	1/5,000 以上の地形図	開発行為をしようとする全体の区域 開発行為をしようとする森林の区域 開発行為に係る森林の区域 緑地の種類別の面積	座標求積等により算定した求積表(書)を添付する
7 土地利用計画図	1/5,000 以上の地形図	開発区域の境界	赤色でふち取りする
		施設又は工作物の位置、形状、名称	
		凡例	
8 防災計画 平面図	1/5,000 以上の地形図	開発区域の境界	赤色でふち取りする
		切土、盛土の施行区域の位置、形状	切土(黄)、盛土(茶)に着色
		工事中の集水区域及び集水区域面積	小流域毎に区分する
		工事中の雨水排水路の位置、種類、材料、形状、寸法、勾配及び水の流れ方向	
		防災施設の位置、形状、寸法、名称及び記号	
		法面の位置、形状、勾配及び記号、縦横断線の位置及び記号	
		凡例	

図面	縮尺	明示事項	備考
9 縦横断面図	1/1,000 以上	縦横断面線の記号	防災計画平面図の記号と一致させる
		区域境界位置	必要な範囲の外周区域も含める
		現地盤面と計画地盤面	現地盤は細く、計画地盤は太く表示する
		切土、盛土の位置、形状	切土(黄)、盛土(茶)に着色
		法面、道路、敷地、その他施設の位置及び形状 計画地盤高	
10法面の定規図	1/100 以上	法面の高さ、勾配	
		防災施設の位置、形状、寸法	
		法面保護の方法	種子吹付、植栽、法枠等を明示する
11防災施設等工作物の構造図	1/200 以上	施設等の正面、断面、平面及び記号 施設等の寸法、材料の詳細	記号は、防災計画平面図の記号と一致させる
12雨水排水計画平面図	1/5,000 以上の地形図	開発区域の境界	赤色でふち取りする
		集水区域及び面積(各集水区域毎に記号を付する)	区域外の集水区域も図示できる範囲で明示する
		排水施設の位置、種類、形状、寸法、勾配及び水の流れる方向	外周区域の水路改修、排水施設の設置範囲を包括する
		凡例	
13道路計画平面図	1/500 以上の地形図	測点、道路幅員、曲率	開発行為の目的が専ら道路の新設又は改築である場合及び進入道路についてのみ作製する
		側溝、工作物の位置、形状及び寸法	
		縦横断面線の位置及び記号	
		凡例	
14道路計画縦横断面図	1/500 以上	側点、勾配、記号	同上
		現地盤面と計画地盤面	記号は道路計画平面図の記号と一致させる
		単距離と追加距離	
		道路幅員、側溝、工作物の形状寸法	
15緑地計画平面図	1/5,000 以上の地形図	緑地の種類、位置、形状、面積、名称及び記号	残置森林(濃緑)、造成する森林(淡緑)、樹木地(茶)、その他緑地(黄)ごとに色分け
		凡例	
16植樹計画図	1/200 以上	植栽木の種類、植栽場所の形状、植栽本数、植樹の配置	公園、広場、緑地帯等の植栽地ごとに作製する
		記号	緑地計画平面図の記号と一致させる
17建築物等の概要図			

図面	縮尺	明示事項	備考
18森林計画図		開発しようとする全体の事業区域	全体の事業区域を表示 (計画図は、環境森林部森林環境課の証明のあるもの)
19現況写真及び撮影位置図		全景及び部分の写真	事業区域を赤でふち取り 写真の撮影方向を表示

注1 仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。

注2 現況写真は別記6「林地開発行為に関する写真撮影要領」によること。

10 土量計算書

切土、盛土、捨土の区分別土量

(搬出先が決定している場合は明記すること)

11 防災施設等工作物の設計根拠

(仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。)

次の(1)から(3)とする。

- (1) 各施設の設計基礎数値
- (2) 工作物の安定計算
- (3) その他必要とするもの

12 水理計算書

次の(1)から(3)とする。

- (1) 算定基礎数値
- (2) 流量計算
- (3) その他必要とするもの

13 盛土高が15mを超える場合は盛土の安定計算

省令第4の申請書の様式

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">林 地 開 発 許 可 申 請 書</p>	
<p style="margin: 0;">奈良県知事 殿</p>	<p style="margin: 0;">年 月 日</p>
<p style="margin: 0;">住 所</p> <p style="margin: 0;">申請者</p> <p style="margin: 0;">氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印</p>	
<p style="margin: 0;">次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。</p>	
<p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所</p>	
<p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積</p>	
<p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">開 発 行 為 の 目 的</p>	
<p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">開 発 行 為 の 着 手 予 定 年 月 日</p>	
<p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日</p>	
<p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">開 発 行 為 の 施 行 体 制</p>	
<p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">備 考</p>	

- 注意事項
- 1 開発行為に係る森林の地番が全部記入できない場合は、別に地番明細書を添付すること。
 - 2 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
 - 3 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
 - 4 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。その他、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合も、備考欄にその手続きの状況等を記載すること。

様式第 14 号

開 発 計 画 の 概 要									
申請者の住所・氏名									
設計者の住所・氏名									
工事施工者の住所・氏名									
森林の所在場所									
事業又は施設の名称									
現況	区分	普通林	保安林等					合計	
	面積							ha	
	比率							%	
計	土地利用	区分						合計	
		面積						ha	
		比率						%	
画の概	緑地	残置森林						ha	
		造成する森林						ha	
		その他緑地						ha	
		計						ha	
要	開発行為をしようとする森林面積				ha				
	開発行為に係る森林面積				ha				
	残置又は造成する森林及び緑地面積				ha				
所有区	森林	同意あり				同意なし		森林合計	
		自己所有	他人所有						
		ha	筆	ha	筆	ha	筆	ha	筆
		%	%	%	%	%	%	%	%
区分外	森林以外	同意あり				同意なし		森林以外合計	
		自己所有	他人所有						
		ha	筆	ha	筆	ha	筆	ha	筆
		%	%	%	%	%	%	%	%
他法令等による制限					関係集落、市町村等の意見				

注 1 各面積は実測とし、少数第 4 位まで（5 位四捨五入）記入する。ただし所有区分については公簿面積でもよい。

2 各比率は少数第 1 位まで（2 位四捨五入）記入する。

様式第 15 号

開発区域及び隣接地の所在場所と同意の状況

区分	土地の所在地			地目	現況	係る 森林	登記 面積	実測 面積	土地の所有者		所有権以外の権利		同意 状況	備考
	大字	字	地番						住所	氏名	権利の種類	権利者の氏名		
計（森林）					筆	筆	m ²	m ²	自己所有 筆、他人所有 筆					
計（森林以外）					筆		m ²	m ²	自己所有 筆、他人所有 筆					
合計					筆	筆	m ²	m ²	自己所有 筆、他人所有 筆					

- 注 1 区分欄は、開発区域内、隣接地の別とし、区分ごとに作成する。
 2 現況欄は、開発行為をしようとする森林に該当する場合に○印を記入する。
 3 係る森林欄は、開発行為に係る森林に該当する場合に○印を記入する。
 4 面積は登記面積だけでも良い。ただし、実測面積合計欄は必ず記入する。
 5 同意のないものについては、備考欄に未同意の理由及び同意の見込みについて記入する。
 6 複数枚にわたる場合は、1枚ごとに小計を設ける。

林地開発行為に関する写真撮影要領

I 総 則

1 目 的

林地開発行為の適正な実施と管理をはかるため、施行経過を明確にし、施行後の工事内容の確認の資料とすることを目的とする。

2 原 則

開発許可申請者（又は、工事施行者）は、この要領により林地開発行為に関する経過写真の撮影を行うものとする。

II 対象及び方法

1 対 象

写真撮影の対象は、次のとおりとする。

- (1) 工事用材料
- (2) ダム類
- (3) 土留工（埋設工を含む）
- (4) 水路工、暗渠工
- (5) 法面保護工
- (6) 捨土
- (7) その他の工種

2 方 法

工事用材料の規格、寸法、ならびに工作物（工種別、番号別）の施行前、施工中、完成後の状況を、次に述べる方法によって系統的に撮影する。

写真撮影にあたっては、開発行為地、撮影年月日、構造物の形状、寸法等が判別できるよう、箱尺、ポール、スケール、黒板等を用いて撮影し、延長の長いものは連続写真とする等、施行後工事の内容を的確に把握できるよう撮影する。

(1) 工事用材料

工事に使用する石材、緑化資材、その他材料についてそれぞれ規格、寸法、及び集積状況を撮影し、種子、肥料、土等を調合しなければならないものについては、その配合状況を撮影する。

(2) ダム類

ア．施行前の全景を撮影する。

イ．床掘完了後、延長、幅、高さ等の床掘状況が確認できるよう撮影する。

ウ．コンクリートダムにあつては、型枠組立、延長、幅等を確認できるよう撮影する。

エ．コンクリート打設状況については、搗固め、打ち継ぎ面の処理、養生方法等の状況が判別できるよう打設 1.0m毎に撮影する。

オ．フィルダムにあつては、心壁（はがね）の施行状況及び堤体の締固め状況を撮影する。

カ．埋戻し前の完了状況を撮影する。

(3) 土留工（埋設工を含む）

- ア．床掘完了後、延長、幅、高さ等の床掘状況が確認できるよう撮影する。
- イ．コンクリート工については、ダム類に準ずるが、練積工については、根石（ブロック積等を含む）据付状況、裏型枠の使用状況、胴込及び裏込コンクリートの搗固め、裏込礫の施行状況等を撮影する。
- ウ．蛇籠工については、玉石詰込み状況、止め杭打込みの状況を撮影する。
- エ．埋戻し前の完了状況を撮影する。

(4) 水路工、暗渠工

- ア．水路工、暗渠工については、床掘状況、使用材料の形状、寸法及び施行内容が竣工後確認できるよう撮影する。
- イ．埋戻し前の完了状況を撮影する。

(5) 法面保護工

- ア．法枠ブロック、張ブロック等の施行状況を撮影する。
- イ．柵工等は、打込杭の長さ及び打込状況等を撮影する。
- ウ．盛土については、水平層に盛土する状況及び締固め状況を撮影する。

(6) 捨土

- ア．土捨場は、土砂の流出防止措置が行われている状況を撮影する。
- イ．土捨場が急傾斜地及び湧水のない場所であることを撮影する。

(7) その他

- その他の工種等必要なものについて撮影する。

Ⅲ 整 理

- 1 写真の大きさは、原則として名刺大とする。特に必要なものについてはこの限りでない。
- 2 写真は写真帳に整理してはりつける。
- 3 写真帳の表題は
 - ○ 宅地造成工事工程写真帳
 - ○ カントリークラブ造成工事工程写真帳等とし、施行場所、許可番号、申請者（施行者）を記入する。
- 4 貼付した写真には、撮影年月日、被写体の位置・部分、内容の説明、その他必要事項を記載する。

第4章 林地開発行為の許可基準

この許可基準は、法第10条の2第2項及びこれに基づく通達並びに奈良県の基準によるものであり、林地開発行為はこの基準に適合するものでなければならない。

I 災害を発生させるおそれに関する事項（法第10条の2第2項第1号関係）

1 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であること。なお、スキー場の滑走コースの造成は、その利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるため、その造成に係る切土量は1ヘクタール当たり概ね1,000立方メートル以下とすること。また、滑走コースは傾斜地を利用するものであることから、切土を行う区域はスキーヤーの安全性の確保等やむを得ないと認められる場合に限るものとし、土砂の移動量を極力縮減するよう努めること。

ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホール当たりおおむね200万立方メートル以下とする。

また、太陽光発電設備を自然斜面に設置する場合において、区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

2 切土、盛土又は捨土（以下「切土等」という。）

切土等を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること、及び捨土が適切な箇所で行われること、並びに切土等を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置を適切に講ずること。

(1) 工法等は、次によるものであること。

ア 切土は、原則として階段状に行う等法面の安定が確保されるものであること。

イ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めを行うこと。

ウ 土石の落下により下斜面等の荒廃のおそれがある場合には、柵工の実施等の措置を講ずること。

エ 大規模な切土又は盛土を行う場合は、融雪、豪雨等により災害が生じないように工事時期、工法等について適切に配慮すること。

オ 法面の安定確保に必要な場合は、下記3及び同4に基づき適切な措置を講ずること。

(2) 切土は、次によるものであること。

ア 法面勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態を調査し下記表1の標準値と合わせ、総合的判断によって現地に適合した安全なものとする。

- イ 法面には、原則として高さ5メートルないし10メートル毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設の設置等の崩壊防止の措置を講ずること。
- ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合は、杭打ち等の措置を講ずること。

表1 切土の標準法面勾配 (道路土工 切土工・斜面安定工指針より)

地山の土質及び地質		切土高	勾配
硬岩			1:0.3 ~ 1:0.8
軟岩			1:0.5 ~ 1:1.2
砂			1:1.5 ~
砂質土	締まっているもの	5m以下	1:0.8 ~ 1:1.0
		5~10m	1:1.0 ~ 1:1.2
	締まっていないもの	5m以下	1:1.0 ~ 1:1.2
		5~10m	1:1.2 ~ 1:1.5
礫質土、岩塊又は玉石混じりの砂質土	締まっているもの又は粒度分布の良いもの	10m以下	1:0.8 ~ 1:1.0
		10~15m	1:1.0 ~ 1:1.2
	締まっていないもの又は粒度分布の悪いもの	10m以下	1:1.0 ~ 1:1.2
		10~15m	1:1.2 ~ 1:1.5
粘土、粘質土		10m以下	1:0.8 ~ 1:1.2
岩塊又は玉石混じりの粘質土、粘土		5m以下	1:1.0 ~ 1:1.2
		5~10m	1:1.2 ~ 1:1.5

- (3) 盛土は、次によるものであること。
- ア 法面勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態を調査し下記表2の標準値と合わせ、総合的判断によって現地に適合した安全なものとする。
- イ 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置を講ずること。
- ウ 法面には、原則として高さ5メートル毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設の設置等の崩壊防止の措置を講ずること。
- エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合は、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施行、排水施設の設置等の措置を講ずること。

表2 盛土の標準法面勾配

(道路土工 盛土工指針より)

盛土材料	盛土高	勾配	摘要
粒度の良い砂、礫および細粒分混じり礫	5m以下	1:1.5~1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂	10m以下	1:1.8~1:2.0	標準のり面勾配の範囲外の場合は安定計算を行う。
岩塊(ずりを含む)	10m以下	1:1.5~1:1.8	
砂質土、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5m以下	1:1.5~1:1.8	
	5~10m	1:1.8~1:2.0	
火山灰質粘性土	5m以下	1:1.8~1:2.0	

注：盛土高は、のり肩とのり尻の高低差をいう。

(4) 捨土は次によるものであること。

ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行うこと。

この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮のうえ設定すること。

イ 法面の勾配の設定、小段の設置、締固めの方法、排水施設の設置、擁壁の設置等は、盛土に準じて行い、土砂の流出のおそれがないものとする。

ウ 沢を埋めることは極力避け、やむを得ず沢を埋める場合には、旧沢に口径の大きい暗渠排水溝を設け、周囲から侵入する地下水を排除すること。

エ 上流の沢からの水が捨土の中に入らないように、捨土の最終出来形の最も低い場所に渓流水が呑み込める十分な大きさの水路工を設けること。この場合、ウのほか旧地形の湧水箇所、湿地等に暗渠を設け、水路工に誘導し、地表に導くこと。

オ 捨土場所は、地表に水が滞留しない程度の勾配を付け、最も低い場所に水路工を設けること。

カ 水路工は、地表水を効果的に排水できるように枝状に設けるとともに地表水の浸透を防止できる構造とすること。

キ 捨土の下流末端には崩壊を防止する土留工等崩壊防止施設を設けること。

3 法面崩壊防止の措置

(1) 擁壁等の設置を必要とする場合

切土等を行う法面勾配が前記2によることが困難であるか若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置を講ずること。

なお、「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次のア又はイに該当する場合をいう(表3)。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でないと認められる場合は、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法面勾配が30度(1:1.73)より急で、かつ、高さが2メー

トルを超える場合。ただし、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 硬岩盤である場合

(イ) 軟岩（風化の著しいものを除く。）の場合

a 法面勾配が 60 度（1:0.58）以下の場合

b 法面勾配が 60 度（1:0.58）を超え 80 度（1:0.18）以下であって、かつ、高さが 5 メートル以下の場合

(ウ) 風化の著しい岩の場合

a 法面勾配が 40 度（1:1.19）以下の場合

b 法面勾配が 40 度（1:1.19）を超え 50 度（1:0.84）以下であって、かつ、高さが 5 メートル以下の場合

(エ) 砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するものの場合

a 法面勾配が 35 度（1:1.43）以下の場合

b 法面勾配が 35 度（1:1.43）を超え 45 度（1:1.00）以下であって、かつ、高さが 5 メートル以下の場合

なお、上記の(イ)～(エ)において a に該当する法面によって上下に分離された b に該当する法面があるときは、a に該当する法面の部分は存在せず、その上下の b に該当する法面は連続しているものとみなす。

イ 盛土又は捨土により生ずる法面の勾配が 30 度（1:1.73）より急で、かつ、高さが 1 メートルを超える場合

表 3 法面崩壊防止措置の必要性

	土質・岩質	法高 (m)	法面勾配（度）								
			30 以下	30 超～ 35 以下	35 超～ 40 以下	40 超～ 45 以下	45 超～ 50 以下	50 超～ 60 以下	60 超～ 80 以下	80 超	
切 土	硬岩		×	×	×	×	×	×	×	×	×
	軟岩（風化の著しいものを除く）	H>5	×	×	×	×	×	×	×	○	○
		5≥H>2	×	×	×	×	×	×	×	×	○
		2≥H	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	風化の著しい岩	H>5	×	×	×	○	○	○	○	○	○
		5≥H>2	×	×	×	×	×	○	○	○	○
		2≥H	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	H>5	×	×	○	○	○	○	○	○	○
		5≥H>2	×	×	×	×	○	○	○	○	○
2≥H		×	×	×	×	×	×	×	×	×	
その他	H>2	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2≥H	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
盛土又は捨土	H>1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	1≥H	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

注) ○：措置必要、×：措置不要

- (2) 擁壁の構造は、次によるものであること。
- ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊又は沈下しないこと。
 - イ 土圧等によって擁壁が転倒又は滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。
 - ウ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

4 法面保護の措置

切土等を行った後の法面が雨水、溪流等により侵食されるおそれがある場合には、下記により法面保護の措置を講ずること。

- (1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とすること。
- (2) 植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の侵食を防止できない場合は人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）を行うこと。
- (3) 工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行すること。
- (4) 表面水、湧水、溪流等により法面が侵食され又は崩壊するおそれがある場合は、排水施設又は擁壁の設置等の措置を講ずること。この場合における擁壁の構造は前記3(2)によるものであること。

5 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合は、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置を適切に講ずること。なお、えん堤等の設置は、下記によるものとする。

- (1) えん堤等の容量は、次のア、イ及びウにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものとする。こと。
- ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立法メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立法メートル、それ以外の場合では400立法メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定めること。
- イ 工事期間が4ヶ月未満のものは4ヶ月として計算すること。
- ウ 開発行為の終了後における、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、下表により積算するものとする。（この場合における流出土砂量は、原則として下表を標準とするが、地形、地被状態等を考慮して適切に定められる必要があり、通常3年間について想定される量が用いられている。また、大規模な開発行為及び当該開発行為が公共施設等の近くで実施されるときは、通常5年間の土砂流出量が見込まれている。）

地表状態別のヘクタール当たり年間流出土砂量の標準値

裸地	(工事後3年目まで)	-----	50 立方メートル
裸地	(工事後3～5年目)	-----	20 立方メートル
草地		-----	15 立方メートル

- (2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置とすること。
- (3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」(昭和46年3月27日付け46林野治第648号林野庁長官通達)によるものであること。
- (4) 「災害が発生するおそれがある区域」については表4に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表4に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めること。
- ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。
- イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域は除くものとする。

表4 災害が発生するおそれがある区域

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

6 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合は、十分な能力及び構造を有する排水施設を設けること。排水施設の能力及び構造は次によること。

- (1) 排水施設の能力は次によること。

ア 排水施設の断面は計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定めること。

この場合、計画流量は次式により、流速は原則として Manning 式により求める。

$$Q = v \cdot A \quad [Q: \text{流下能力} (\text{m}^3/\text{sec}), v: \text{流速} (\text{m}/\text{sec}), A: \text{断面積} (\text{m}^2)]$$

$$v = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2} \quad (\text{Manning 式})$$

[n: 粗度係数(表5)、R: 径深(断面/潤辺)、I: 勾配]

イ 排水施設の計画に用いる雨水流出量は次式による。

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A \quad (\text{合理式})$$

[Q:雨水流出量(m³/sec)、f:流出係数、
r:設計雨量強度(mm/hour)、A:集水区域面積(ha)]

前式の適用に当たっては、次によること。

- (ア) 流出係数は、表6を参考として定めること。
- (イ) 設計雨量強度は、到達時間を勘案して定めた単位時間内の10年確率で想定される雨量強度として表7によること。なお、表7の設計降雨強度の使用範囲は、大和川流域内とし、その他の地域は地域性により表8による割増をすること。
ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合等排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設（社会福祉施設・学校・医療施設等）等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。
- (ウ) 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていつ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じて、算出されたものより大きく（1.2倍以上に）定めること。
- (エ) 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

表5 マニング式に用いる粗度係数

区 分		粗度係数	平均値		
人 工 水 路	素 堀	土	0.020～0.025	0.023	
		砂 礫	0.025～0.040	0.033	
		岩 盤	0.025～0.035	0.030	
	現 場 施 工	セメントモルタル		0.010～0.013	0.012
		コンクリート		0.013～0.018	0.016
		粗 石	練 積	0.015～0.030	0.023
			空 積	0.023～0.035	0.030
	工 場 製 品	遠心力鉄筋 コンクリート管		0.011～0.014	0.013
		コンクリート管		0.012～0.016	0.014
		コルゲートパイプ		0.016～0.025	0.020
鋳 鉄 管		0.011～0.015	0.013		
自 然 水 路	線形、断面とも規則正しく水深が大きいもの		0.025～0.033	0.029	
	同上で河床礫、草岸のもの		0.030～0.040	0.035	
	蛇行していて淵や瀬のあるもの		0.033～0.045	0.039	
	蛇行していて水深が小さいもの		0.040～0.055	0.048	
	水草の多いもの		0.050～0.080	0.065	

表6 流出係数

地表状態 \ 区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕地	—	0.7~0.8	0.5~0.7
裸地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9

(注) 区分欄の浸透能は地形・地質・土壌等の条件によって決定されるが、区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大とされている。

「太陽光パネル等」とは、地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所のことをいう。

表7 設計雨量強度

流域面積	設計雨量強度
50ヘクタール以下	116 mm/hr
100ヘクタール以下	93 mm/hr
500ヘクタール以下	78 mm/hr

表8 地域性による割増係数

流域名	市町村名	割増係数
大和川流域		1.0倍
淀川流域		1.3倍
紀の川流域	五條市(右岸)	1.2倍
	上記以外の市町村	1.3倍

注 上記以外の区域は、大和川流域との相関を求め降雨強度式を修正して使用するものとする。

(2) 排水施設の構造等は次によるものであること。

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置すること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なマス又はマンホールの設置等の措置を講ずること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合は、水叩きの設置その他の措置を適切に講ずること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等(以下「河川等」という。)まで導くように計画すること。

なお、河川等に排水を導く場合には、当該河川等の管理者と協議を行うこと。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者との協議に加え、当該施設が接続する下流の河川等の管理者とも協議を行うこと。

オ 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策を適切に講ずること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置を適切に講ずること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置を適切に講ずること。

7 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置を適切に講ずること。

(1) 洪水調節容量は、次によるものであること。

ア 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ただし、6の(2)による排水を導く河川等の管理者との協議を行ったことにより、災害を防止するため十分な配慮が必要と認められる場合、洪水調節容量は50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

イ 「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に3年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、超える場合は、アの調節に加え、3年確率で想定される雨量強度における施行後のピーク流量を下流における流下能力の集水面積に対する開発面積に応じた流量まで調節できる容量とする趣旨であること。

ウ 開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立法メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立法メートル、それ以外の場合では400立法メートルとするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、または100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.44倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。

(3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。止むをえず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等、浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

(4) 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者と協議の上、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

(5) IIの規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、法第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術基準を満たすよう設置すること。

なお、洪水調節池の設置は、原則として県土マネジメント部河川整備課の指導によるものとする。

ただし、河川整備課の指導が適用されない開発行為、若しくは(1)から(5)による洪水調節池が下流に対しより安全な計画となる場合については、河川整備課が定める基準を参照し、(1)から(5)により計画を行うものとする。河川整備課が定める基準を参照できない事項については、①②を参照するものとする（Ⅱにおいても同様とする。）。

①「防災調整池等技術基準（案）」

（昭和 62 年 3 月住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、日本河川協会）

②「大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）」

（昭和 62 年 3 月住宅・都市整備公団、地域振興整備公団、日本河川協会）

8 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合は、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置を適切に講ずること。

9 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用

排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、6の(1)及び7の(1)及び(2)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

10 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たって災害の防止のため必要な仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにすること。

11 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

Ⅱ 水害を発生させるおそれに関する事項（法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号の 2 関係）

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置を適切に講ずること。

洪水調節池等の設置は、次によること。

- 1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることが出来ない地点が生ずる場合には、当該地点での 30 年確率で想定される雨量強

度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあつては、Iの7の(1)によるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、Iの7の(1)によるものであること。

- (1) 「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として1%以上の範囲内とする。
- (2) 「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30年確率（排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率）で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

2 余水吐の能力は、Iの7の(2)によるものであること。

3 洪水調節の方式は、Iの7の(3)によるものであること。

4 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であつて、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者と協議の上、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

5 Iの規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合、法第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術基準を満たすよう設置することとする。

6 洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、1によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本計画において、降雨量の設定に当たって気候変動を踏まえた地域区分ごとの降雨量変化倍率を採用している場合には、洪水調節容量の計算に当該降雨量変化倍率を用いることができる。

7 開発行為の施行に当たって、水害の防止のため必要な仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにすること。

8 開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

Ⅲ 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項

(法第 10 条の 2 第 2 項第 2 号関係)

1 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置を適切に講ずること。なお、導水路の設置その他の措置を講ずる場合は、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないこと。

2 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合は、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置を適切に講ずること。

Ⅳ 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項 (法第 10 条の 2 第 2 項第 3 号関係)

1 森林又は緑地の残置又は造成

開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)の配置が適切に行われること。

なお、残置森林等の考え方は次によること。

- (1) 「相当面積の残置森林等の配置」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むをえず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限るように努めること。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表 9 の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置森林等は、表 9 の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表 9 に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ表 9 に準じて適切に措置されていること。

表9 主な開発行為の目的別の事業区域内の残置森林等の割合及び森林の配置等

開発行為の目的	事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 1 区画の面積はおおむね 1,000 平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね 30 パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね 60 パーセント以上とする。	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね 50 メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね 100 メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は 1 箇所あたりおおむね 5 ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント以上とする。（残置森林率はおおむね 40 パーセント以上）	<ol style="list-style-type: none"> 1 原則として周辺部に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね 20 メートル以上）を配置する。 2 ホール間に幅おおむね 30 メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね 20 メートル以上）を配置する。

開発行為の目的	事業区域内において残置、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森 林 の 配 置 等
宿泊施設 レジャー 施設の設 置	森林率はおおむね50パーセント以上（残置森林率おおむね40パーセント以上）とする。	<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。</p> <p>3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
工場、 事業場 の設置	森林率はおおむね25パーセント以上とする。	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>
住宅団地 の造成	森林率はおおむね20パーセント以上（緑地を含む）	<p>1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。</p>
土石等の 採掘		<p>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p> <p>2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。</p>

開発行為の目的	事業区域内において残置、若しくは造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね25パーセント以上（残置森林率おおむね15パーセント以上）とする。	<p>1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30メートル以上の残置森林又は造成森林（おおむね30メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。</p> <p>2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</p>

- (注) i 「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。これは森林を残置することの趣旨からして森林機能が十全に発揮されるにいたらないものを同等に取扱うことが適切でないことによるものである。
- ii 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。この場合、森林以外の土地に造林する場合も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれるものは対象としないものとする。
- iii 「開発行為の目的」について
- ① 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。
 - ② ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。
 - ③ 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。
 - ④ レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。
 - ⑤ 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。
 - ⑥ 上記表に掲げる以外開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場・事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設・レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。また、企

業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

- ⑦ 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林又は造成森林（住宅団地の造成の場合は緑地も含む。以下同じ。）は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、施設の区域界におおむね 30 メートルの残置森林又は造成森林を配置するものとする。

- iv レジャー施設及び工場・事業場の設置については、1 箇所当たりの面積がそれぞれおおむね 5 ヘクタール以下、おおむね 20 ヘクタール以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ 5 ヘクタール、20 ヘクタールを超えて設置することもやむを得ないものとする。
- v 工場・事業場の設置及び住宅団地の造成に係る「1 箇所当たりの面積」とは、当該施設又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。
- vi 住宅団地の造成に係る「緑地」については、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈していないと見込まれる土地についても対象とすることができ、次に掲げるものを含めることとして差し支えないものとする。
- (1) 公園・緑地・広場
 - (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
 - (3) 緑地帯、緑道
 - (4) 法面緑地
 - (5) その他上記に類するもの
- vii 「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。
- viii 林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないよう、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置を計画するものとする。

- (2) 造成する森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高 1 メートル以上の高木性樹木を、表 10 を標準として均等に分布するよう植栽すること。

なお、住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する造成森林にあつては、できるだけ大きな樹木を植栽するように努めるものとし、樹種の特長、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ 500～1,000 本／ヘクタールの範囲で植栽本数を定めることとして差し支えないものとする。

表 10

樹 高	植栽本数（1ヘクタール当たり）
1メートル	2,000 本
2メートル	1,500 本
3メートル	1,000 本

- 2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等
 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保存等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われること。
 なお、「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。
- 3 景観の維持
 景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置を講ずること。
- 4 残置森林等の維持管理
 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として将来にわたり保全に努めるものとする。
 なお、別荘地の造成等、開発完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するものとする。

V その他

- 1 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の場合は、以下の事項について配慮することとする。
- (1) 事業終了後の措置について
 太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずることとするとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むことが望ましい。
- (2) 住民説明会の実施等について
 防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、

林地開発許可の申請前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。特に、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

(3) 景観への配慮について

開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

2 原状回復等の事後措置

開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであることが望ましい。「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。

3 周辺の地域の森林施業への配慮

開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが望ましい。例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配置されていること等が該当する。

4 周辺の地域における住民の生活及び産業活動への配慮

開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが望ましい。例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

5 その他参考事項

宅地造成事業についての法第 10 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 1 号の 2 の基準の適合性の判断に当たっては、原則として都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の基準並びに宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 9 条の基準に適合することを確認するものとする。